

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団WEBページ広告取扱要領

(平成29年3月31日理事長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団広告掲載要綱（平成年月日 理事長決裁 以下「広告掲載要綱」という。）第14条に基づき、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（以下「財団」という。）のWEBページ（財団及び児童館・児童センター並びに市民センターの各トップページ。以下「財団WEBページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 財団WEBページ 財団が管理するWEBページのことをいう。
- (2) バナー広告 財団WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類及び内容)

第3条 財団WEBページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、財団WEBページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページの内容は、広告掲載要綱第4条及び第5条並びに第6条の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、広告掲載要綱第3条及び第8条の規定に基づき、事務局長が定める。

2 広告の規格は原則として次のとおりとする。

- (1) 縦80ピクセル・横243ピクセル以下
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG

3 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1箇月単位とする。

2 広告掲載期間の開始日及び終了日は別途事務局長が定める。

3 広告掲載希望者が望むときは、事務局長は複数単位の申込み及び掲載を認めることができる。

4 広告掲載期間の開始日以降、広告掲載枠に空きがある場合は、終了日までの間の1箇月を単位として掲載の申し込みを受付けることができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、広告掲載要綱第9条の規定に基づき、事務局長が定める。

2 広告主は、広告掲載料を財団の指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 財団WEBページへの広告掲載希望者は、財団WEBページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAX又は直接持参により、指定する期限内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第8条 理事長は、広告掲載要綱第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容並びに条件等について広告掲載希望者に通知(様式第2号)する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を理事長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載等の変更)

第10条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、またはこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第11条 次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時停止をすることができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行なわないとき

(4) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、またはこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、財団WEBページへの広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時停止をした場合においては、財団は、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第12条 広告主は自己の都合により、財団WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面（様式第3号）により理事長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第13条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 第1項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 広告掲載期間内に、財団の都合で財団WEBページを一時閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 4 第3項の規定により返還する広告掲載料は、当該閉鎖期間を含む広告掲載期間の掲載料を掲載期間日数で除したことにより算出する日額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に閉鎖した日数を掛けた金額とする。
- 5 第1項及び第3項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の義務)

第14条

- 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを理事長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

- 第15条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに財団の担当部署に連絡し、変更先ページの内容について確認を受けなければならない。

(疑義等の決定)

- 第16条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。